

## 平成 24 年度第 9 回天塩町農業委員会総会議事録

招 集 年 月 日	平成 24 年 12 月 26 日 (水)		
招 集 場 所	天塩町役場 3 階委員会室		
開 閉 日 時 及 び 宣 告	開 会	平成 24 年 12 月 26 日 (水) 午前 10 時 30 分	
	議 長	会長 中 嶋 康 治	
	閉 会	平成 24 年 12 月 26 日 (水) 午前 12 時 00 分	
	議 長	会長 中 嶋 康 治	
応召招集委員 及び出席委員 並びに欠席委員  出席 10 名 欠席 1 名  (凡例) ○ 出席 ● 欠席	議席番号	氏 名	出欠別
	1	満 保 豊	○
	2	黒 川 益 毅	○
	3	佐 藤 博 幸	○
	4	奥 山 稔	○
	5	鎌 田 英 樹	○
	6	川 端 英 嗣	○
	7	山 本 俊 榮	●
	8	杉 本 元	○
	9	吉 田 謙 司	○
	10	宍 戸 栄 一	○
	11	中 嶋 康 治	○
議事録署名委員		議席番号	8 番 杉 本 元 10 番 宍 戸 栄 一
職務のため議場に出席 した者の職氏名	事務局長	守 山 義 昭	
	総務係長	菅 雅 彦	
	総務係主査	岩 花 英 樹	
	地域おこし協力隊	菅 原 英 人	

## 平成24年度第9回天塩町農業委員会総会

議長 ただいまの出席委員は、10名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成24年度第9回天塩町農業委員会総会を開催します。

議長 これから本日の会議を開きます。

はじめに、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第15条第2項の規定により議長において

8番 杉本 元君

10番 穴戸 栄一君

を指名します。

次に、会期決定の件を議題といたします。

本総会の会期は、本日一日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

全員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。

従って、本総会の会期は本日一日間と決定しました。

議長 次に、議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項による計画書の決定について」を議題とします。

事務局より内容の説明を求めます。

事務局 ただいま議題となりました議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項による計画書の決定について」その内容をご説明申し上げます。まず、利用権設定の案件から総括表に基づき説明申し上げます。2ページをご覧ください。

整理番号12-1については、 から に賃貸借するものです。この案件は、新規で賃貸借を行うものとなっております。

整理番号12-2については、 から に賃貸借するものです。

整理番号12-3については、 から に賃貸借するものです。

整理番号12-4については、 から に賃貸借するものです。

整理番号12-5については、 から に賃貸借するものです。

整理番号12-6については、 から に賃貸借するものです。

整理番号12-2～12-6の案件は、賃貸借の期限が到来しておりこの度、契約を更新するものです。

次に、利用権設定の案件から総括表に基づき説明申し上げます。10ペー

ジをご覧ください。整理番号 13-1 については、 から に  
所有権移転するものです。この案件は、新規で所有権移転するものとなっ  
ております。

なお、条件面は、ご覧の総括表のとおりとなっております。  
以上よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長 ただいま事務局より説明のありました利用権設定の 12-1～12-6 及び 13-1  
において、質疑を行います。

全員 ありません。

議長 質問なしと認めます。お諮りします。本件は原案のとおり決定することに  
ご異議ございませんか。

全員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり決定されました。

次に議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題と  
いたします。事務局より内容の説明を求めます。

事務局 ただいま議題となりました議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申  
請について」ご説明申しあげます。農地法第 3 条総括表に基づきご説明申  
しあげます。14 ページをご覧ください。

内容ですが、 から に所有権を移転するものです。この  
案件は、11 月の総会時に諮った件について(有)菊地農場から 2 筆漏れていま  
したので、12 月の総会に諮りたいと思います。この案件は、新規の案件と  
なっております。なお、条件面については、ご覧の総括表のとおりとなっ  
ております。

以上よろしくご審議賜りますよう、お願い申しあげます。

議長 これより本件に対する質疑を行います。

全員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり決定されました。

次に議案第 3 号「農地法第 5 条の転用による完了届受理について」を議題  
といたします。

事務局より内容の説明を求めます。

事務局 ただいま議題となりました議案第3号「農地法第5条の転用による完了報告書の受理について」ご説明申しあげます。

今回の完了届受理は、2件あります。内訳につきまして1件目ですが18ページ～19ページをご覧ください。より平成24年4月20日許可

申請のありました で貸主は の箇所となっており平成24年11月30日完了の報告書を頂いております。

2件目ですが20ページ～21ページをご覧ください。より平成24年5月23日許可申請のありました で貸主は の

箇所となっており平成24年12月3日完了の報告書を頂いております。

2件とも完了届受理の際10月の総会時に農業委員全員で現地確認することに決定しましたが、今現在雪が積もった状態なので、雪解けが始まるのを見計らってから現地確認したいと思います。

以上よろしくご審議賜りますよう、お願い申しあげます。

議長 これより本件に対する質疑を行います。

全員 ありません。

議長 質問なしと認めます。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

全員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり決定されました。

次に議案第4号「各部会の開催方法等について」を議題といたします。

事務局より内容の説明を求めます。

事務局 ただいま議題となりました議案第4号「各部会の開催方法等について」ご説明申しあげます。23ページをご覧ください。

各部会の役割は

#### ① 農地部会

農地等の利用、調整及び争議の防止に関する事項

農地等の交換分合及びこれらに付随する事項

自作農創設維持に関する事項

その他農地等に関する必要な事項

② 農業振興部会

農業及び農村の振興計画の樹立及び実施の推進に関する事項

農業技術の改良、農業生産の推進に関する事項

農業経営の合理化、研究、啓蒙及び宣伝に関する事項

その他、農業振興等に関する事項

③ 花嫁対策部会

地方及び町に於ける花嫁対策機関との協力・指導に関する事項

花嫁対策推進のための結婚相談・斡旋及び情報収集・啓蒙宣伝並びに調査に関する事項

その他花嫁対策に必要な事項

となっております。

事務局 今回、当該議案を挙げた経緯につきまして簡単にご説明致しますと、先日の議会一般質問において から農業委員会の各部会の活動実態について指摘を受けた際に実質的な活動を行っていないことから答弁に苦慮したことに起因します。これまでの部会活動の実態として定例の農業委員会総会終了後に各部会に該当案件があった場合において部会長でなく会長が議事進行する形態が長年慣習として踏襲されてきました。部会の本来の主旨からすれば非本来的でした。今後、この慣習について改め、案件が生じている場合において総会終了後に各部会長が議事・進行役として(席次を変えて) 臨むべきであると提起いたします。

以上よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

委員 ご指摘があったように、以前のような斡旋案件の数が減少している中において、農業委員会としての活動が狭まり形骸化しており、提起されたような部会活動のありかたについて賛同する意向です。

議長 これより本件に対する質疑を行います。

全員 意義なし。

議長 異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり決定されました。

以上で本総会に付された案件は全て終了しました。

お諮りします。これにて、本日の会議を閉会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

全員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。

以上をもちまして閉会といたします。

平成 24 年 12 月 26 日

署名委員

( 8 番 ) 杉 本 元

( 1 0 番 ) 宍 戸 栄 一